

# 様式 1 公表されるべき事項

別 添

## 自動車検査独立行政法人の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与水準を考慮するとともに、勤勉手当について、役員  
の勤務実績に応じて、増額又は減額できることとしている。

##### 【法人の長の報酬水準の妥当性】

理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と  
権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、自動車の保安基準  
適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っており、平成24年度の業務実  
績に関する評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(ほとん  
どの項目においてA以上の評価)も得ている。また、その報酬水準については、国家  
公務員の指定職俸給表に準拠して定めていることから妥当であると考え。

##### 【主務大臣の検証】

国家公務員の給与水準を考慮して定められており、評価実績に鑑みても、妥当であ  
る。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

監事

監事(非常勤)

平成24年度に引き続き、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に  
関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見  
直しに関連して、国家公務員に準じた率(俸給月額削減率9.77%)  
で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,470	千円 10,654	千円 4,364	千円 1,918 (地域手当) 534 (通勤手当)			
A理事	千円 13,922	千円 8,716	千円 3,576	千円 1,570 (地域手当) 60 (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,509	千円 9,030	千円 3,698	千円 1,625 (地域手当) 155 (通勤手当)			◇
C理事	千円 14,431	千円 9,030	千円 3,698	千円 1,625 (地域手当) 77 (通勤手当)			
A監事	千円 12,740	千円 7,796	千円 3,193	千円 1,403 (地域手当) 348 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 2,655	千円 2,655	千円 0	千円 0 ( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事	千円	年	月			該当なし	
監事	千円	年	月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画を踏まえた中で、職務に応じた職員の配置、適正な人件費管理に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与改定にあたっては、業務の実績及び中期計画の人件費の見積り等を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し定めている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務実績に応じて、昇給、勤勉手当の支給割合の加減を行う。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間の職員の勤務成績に応じて、勤勉手当の支給割合を加減。
俸給	職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

平成26年1月からの国家公務員の昇給制度の見直しに準じて、55歳を超える職員は、標準の成績では昇給しないこととし、特に良好の場合には1号俸、極めて良好の場合には2号俸以上の昇給に、それぞれ抑制することとした。  
また、平成24年度に引き続き、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。

##### 【職員について】

- ・実施期間:平成25年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:2級以下(▲4.77%)、3級から6級まで(▲7.77%)、7级以上(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当(▲10.0%)、期末・勤勉手当(▲9.77%)、減額後の俸給月額により算出した俸給連動手当(地域手当、広域異動手当、超過勤務手当)の減額

##### 【役員について】

- ・実施期間:【職員について】と同様
- ・俸給表関係の措置の内容:▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:期末手当・勤勉手当(▲9.77%)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分		平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 548	歳 37.2	千円 5,099	千円 3,920	千円 165	千円 1,179
事務・技術	人 548	歳 37.2	千円 5,099	千円 3,920	千円 165	千円 1,179
再任用職員	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
事務・技術	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
非常勤職員	人 27	歳 54.0	千円 2,620	千円 2,091	千円 144	千円 529
事務・技術	人 27	歳 54.0	千円 2,620	千円 2,091	千円 144	千円 529

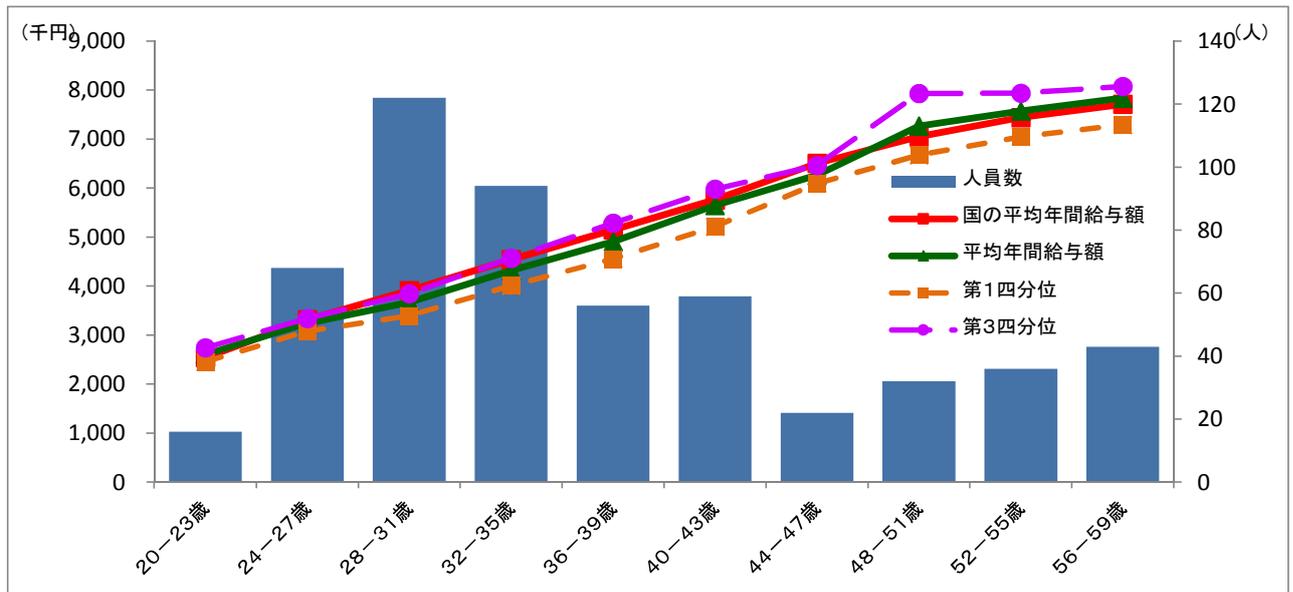
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:区分のうち、在外職員及び任期付職員については該当者がいないため省略。

注:常勤職員、再任用職員及び非常勤職員の職種のうち、研究職、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略。

注:再任用職員については該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部部長	2	-	-	-	-	-	-
本部課長	8	51.9	8,254	8,920	8,116	9,269	
本部課長補佐	3	49.5	-	-	8,116	-	
本部係長	6	34.8	4,646	5,027	4,607	5,197	
地方課長	7	54.2	7,080	7,458	7,458	8,167	
地方課長補佐	8	47.3	6,308	6,375	6,375	6,740	
地方係長	10	35.4	4,024	4,607	4,607	4,976	
地方係員	78	26.4	2,900	3,121	3,121	3,324	
地方機関部長	4	59.3	-	8,742	8,742	-	
地方機関所長・課長	53	55.8	7,549	7,763	7,763	7,971	
上席・主席自動車検査官	128	44.1	5,307	5,865	5,865	6,432	
自動車検査官	241	32.2	3,524	4,017	4,017	4,436	

注1: 本部部長の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2: 本部部長、本部課長補佐、地方機関部長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長相当	課長相当	課長相当	課長補佐相当	係長相当	係長相当	係員相当	係員相当
人員 (割合)	548	2 (0.4%)	7 (1.3%)	15 (2.7%)	57 (10.4%)	75 (13.7%)	193 (35.2%)	149 (27.2%)	50 (9.1%)
年齢(最高～最低)		-	59～51	59～41	59～48	57～40	55～30	42～24	27～20
所定内給与年額(最高～最低)		-	7128～ 5969	7057～ 5586	6475～ 4961	6196～ 3990	4807～ 2685	3624～ 2197	2787～ 1785
年間給与額(最高～最低)		-	9559～ 8060	9154～ 7325	8357～ 6677	8089～ 5371	6238～ 3532	4638～ 2864	3570～ 2323

注:8級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 65.2	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 34.8	% 35.9
	最高～最低	% 47.7～33.4	% 47.7～29.5	% 46.7～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.7	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.3	% 34.5
	最高～最低	% 41.2～31.8	% 38.5～29.3	% 38.4～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.7

対他法人(事務・技術職員)

94.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においてはすべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.7	
	参考	地域勘案 101.8
		学歴勘案 99.4
	地域・学歴勘案 102.7	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【地域・学歴を勘案した影響】</p> <p>人事異動による異動保障(地域手当)の支給額が多かったことによるものである。</p> <p>※国の異動保障受給者の割合:14.3%(平成25年度)</p> <p>自動車検査法人の異動保障受給者の割合:36.5%(平成25年度)</p>	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 26.3%】</p> <p>(国からの財政支出額 3,237百万円、支出予算の総額12,287百万円:平成25年度予算)</p> <p>【管理職の割合 16.0%(常勤職員数810中130名)】(平成26年3月現在)</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 35.3%(常勤職員数810名中286名)】(平成26年3月現在)</p> <p>【検証結果】</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>給与水準は国家公務員と同じであり、適切なものである。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。</p>	
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。	

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年 度)	前年度 (平成24年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成23年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,625,506	4,631,568	△ 6,062 [ △ 0.1]	△ 369,506 [ -7.4%]
退職手当支給額 (B)	382,675	204,052	178,623 [ 87.5]	△ 170,908 [ -30.9%]
非常勤役職員等給与 (C)	552,810	534,097	18,713 [ 3.5]	117,433 [ 27.0%]
福利厚生費 (D)	728,354	690,694	37,660 [ 5.5]	7,908 [ 1.1%]
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,289,345	6,060,411	228,934 [ 3.8]	△ 415,073 [ -6.2%]

#### 総人件費について参考となる事項

- i) 給与、報酬等支給総額の対前年度比 △0.1%。
  - ・平成24年度に引き続き国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して給与削減措置を講じた。
- ii) 最広義人件費の対前年度比 3.8%
  - ・主な要因としては、退職手当支給対象職員が多かったことがあげられる。
- iii) 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ、平成25年3月から役職員の退職手当の支給水準を引き下げた。
  - 【職員について】
    - ・調整率を100分の87に改正  
(経過措置:平成25年3月7日～9月30日までの調整率 100分の98、平成25年10月1日～平成26年6月30日までの調整率 100分の92)
  - 【役員について】
    - ・調整率を新設(100分の87)  
(経過措置:平成25年3月7日～9月30日までの調整率 100分の98、平成25年10月1日～平成26年6月30日までの調整率 100分の92)

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし